

議案第110号

大津市民体育館条例の一部を 改正する条例の制定について

市民部 スポーツ課

1 改正内容及び改正理由

(1) 改正内容

- ① 使用料の改定
- ② 使用料の後納規定の追加
- ③ 体育館の競技場（アリーナ）の半面料金の設定
- ④ 和邇市民体育館トレーニング室の個人使用の削除

(2) 改正理由

- ① 施設使用料設定基準に基づく見直し（原則として、3～5年毎に見直し）
- ② 後納での納付を可能にし、利用促進を図るため
- ③ 半面使用を可能とすることで、多様なニーズに対応するため
- ④ 専用使用の需要が高くなっていることを踏まえ、施設の有効活用を図るため

(3) 対象施設

和邇、坂本、石山及び田上市民体育館

※上記（2）④については、和邇市民体育館のみ

2 使用料の改定について

(1) 使用料の見直しについて

「施設使用料設定基準」に基づき、「受益者負担の原則」、「使用料算定方法の明確化」、「経費削減に向けた取り組み」等を踏まえ、使用料の見直しを行う。

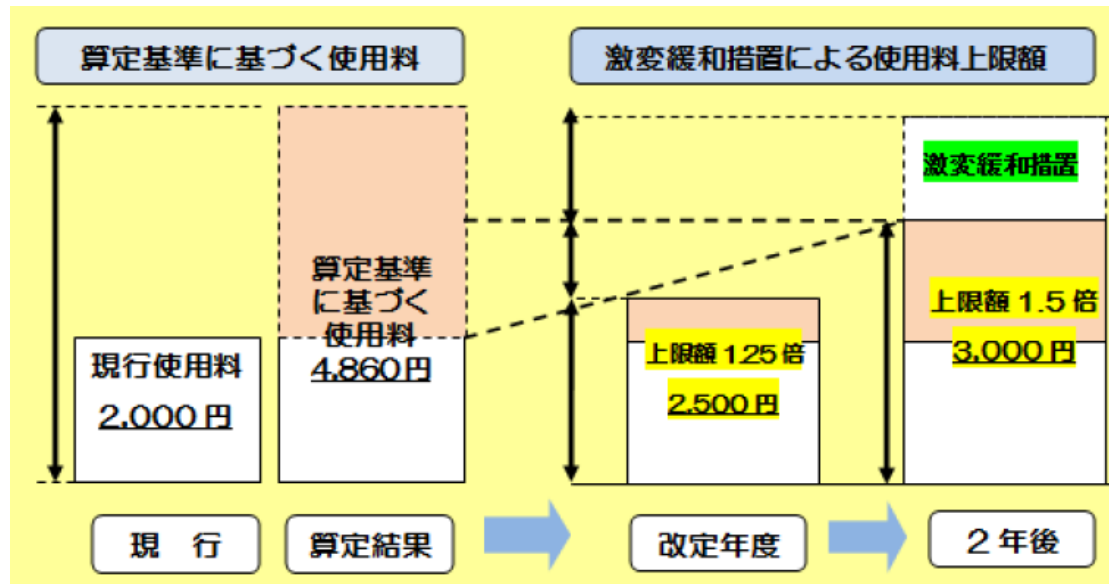
(2) 算定方法について

施設間の調整を行い、すべての市民体育館における 1 m²あたり 1 時間単価の平均を算出し、各体育館の各室の面積、利用時間及び受益者負担割合を乗じて使用料を算出する。

2 使用料の改定について

(3) 激変緩和措置と使用料の据え置きについて

- ① 算定基準に基づく使用料が、現行使用料より著しく高額になるときは、当初2年間は1.25倍、その後は1.5倍を改定上限とし、原則、2段階にて改定を行う。



- ② 算定基準に基づく使用料と現行使用料との乖離率が±20%以内である場合は、使用料を据え置く。

2 使用料の改定について

(4) 乖離率と激変緩和措置について

現行使用料と算定額の乖離率に応じた改定後の使用料は次のとおり

現行使用料と算定額の乖離率	改定後の使用料の考え方
±20%以内	現行使用料の据え置き
+20%超～+25%以内	算定額のとおり増額
+25%超～+50%以内	1.25倍に増額（R9.4）→算定額のとおり増額（R11.4）
+50%超	1.25倍に増額（R9.4）→1.5倍に増額（R11.4）

2 使用料の改定について

(5) 算定結果

① 和邇市民体育館

赤…料金改定
■…激変緩和措置

施設名	区分				現行料金（税込） （条例上）	改定後使用料（税込） （令和9年4月～）	改定後使用料（税込） （令和11年4月～）		
大津市和邇市民体育館	競技場（アリーナ）	午前9時から正午まで	市民	平日	1,480	1,850	2,210		
				休日等	2,220	2,770	3,320		
			市民以外の者	平日	2,220	2,770	3,320		
				休日等	3,340	4,160	4,990		
			午後1時から午後5時まで	市民	平日	1,980	2,470	2,970	
					休日等	2,970	3,710	4,450	
		市民以外の者		平日	2,970	3,710	4,450		
				休日等	4,450	5,560	6,680		
		午後6時から午後9時まで		市民	平日	1,480	1,850	2,210	
					休日等	2,220	2,770	3,320	
			市民以外の者	平日	2,220	2,770	3,320		
				休日等	3,340	4,160	4,990		
			午前9時から午後5時まで	市民	平日	3,210	4,010	4,810	
					休日等	4,950	6,180	7,420	
		市民以外の者		平日	4,820	6,010	7,220		
				休日等	7,420	9,280	11,130		
		午後1時から午後9時まで		市民	平日	3,710	4,630	5,560	
					休日等	5,190	6,480	7,780	
			市民以外の者	平日	5,560	6,950	8,340		
				休日等	7,790	9,730	11,670		
			午前9時から午後9時まで	市民	平日	4,950	6,180	7,420	
					休日等	7,420	9,270	11,120	
		市民以外の者		平日	7,420	9,280	11,130		
				休日等	11,130	13,910	16,690		
	トレーニング室	専用使用		午前9時から午後9時まで	4時間以内	市民	490	610	730
						市民以外の者	740	910	1,100
		個人使用	1人1回		市民	160	削除		
					市民以外の者	240			
会議室	午前9時から午後9時まで	4時間以内	市民	490	610	610			
			市民以外の者	740	910	920			

2 使用料の改定について

(5) 算定結果

② 坂本市民体育館

赤…料金改定
■…激変緩和措置

施設名	区分				現行料金（税込） （条例上）	改定後使用料（税込） （令和9年4月～）	改定後使用料（税込） （令和11年4月～）
大津市坂本市民体育館	競技場（アリーナ）	午前9時から正午まで	市民	平日	1,480	1,850	2,210
				休日等	2,220	2,770	3,320
			市民以外の者	平日	2,220	2,770	3,320
				休日等	3,340	4,160	4,990
		午後1時から午後5時まで	市民	平日	1,980	2,470	2,970
				休日等	2,970	3,710	4,450
			市民以外の者	平日	2,970	3,710	4,450
				休日等	4,450	5,560	6,680
		午後6時から午後9時まで	市民	平日	1,480	1,850	2,210
				休日等	2,220	2,770	3,320
			市民以外の者	平日	2,220	2,770	3,320
				休日等	3,340	4,160	4,990
		午前9時から午後5時まで	市民	平日	3,210	4,010	4,810
				休日等	4,950	6,180	7,420
			市民以外の者	平日	4,820	6,010	7,220
				休日等	7,420	9,280	11,130
		午後1時から午後9時まで	市民	平日	3,710	4,630	5,560
				休日等	5,190	6,480	7,780
			市民以外の者	平日	5,560	6,950	8,340
				休日等	7,790	9,730	11,670
		午前9時から午後9時まで	市民	平日	4,950	6,180	7,420
				休日等	7,420	9,270	11,120
			市民以外の者	平日	7,420	9,280	11,130
				休日等	11,130	13,910	16,690

2 使用料の改定について

(5) 算定結果

③ 石山市民体育館

赤…料金改定
■…激変緩和措置

施設名	区分				現行料金（税込） （条例上）	改定後使用料（税込） （令和9年4月～）	改定後使用料（税込） （令和11年4月～）
大津市石山市民体育館	競技場（アリーナ）	午前9時から正午まで	市民	平日	1,480	1,850	2,210
				休日等	2,220	2,770	3,320
			市民以外の者	平日	2,220	2,770	3,320
				休日等	3,340	4,160	4,990
		午後1時から午後5時まで	市民	平日	1,980	2,470	2,970
				休日等	2,970	3,710	4,450
			市民以外の者	平日	2,970	3,710	4,450
				休日等	4,450	5,560	6,680
		午後6時から午後9時まで	市民	平日	1,480	1,850	2,210
				休日等	2,220	2,770	3,320
			市民以外の者	平日	2,220	2,770	3,320
				休日等	3,340	4,160	4,990
		午前9時から午後5時まで	市民	平日	3,210	4,010	4,810
				休日等	4,950	6,180	7,420
			市民以外の者	平日	4,820	6,010	7,220
				休日等	7,420	9,280	11,130
		午後1時から午後9時まで	市民	平日	3,710	4,630	5,560
				休日等	5,190	6,480	7,780
			市民以外の者	平日	5,560	6,950	8,340
				休日等	7,790	9,730	11,670
		午前9時から午後9時まで	市民	平日	4,950	6,180	7,420
				休日等	7,420	9,270	11,120
			市民以外の者	平日	7,420	9,280	11,130
				休日等	11,130	13,910	16,690
会議室	午前9時から午後9時まで	4時間以内	市民		490	490	490
			市民以外の者		740	740	740

2 使用料の改定について

(5) 算定結果

④ 田上市民体育館

赤…料金改定
■…激変緩和措置

施設名	区分				現行料金（税込） （条例上）	改定後使用料（税込） （令和9年4月～）	改定後使用料（税込） （令和11年4月～）
大津市田上市民体育館	競技場（アリーナ）	午前9時から正午まで	市民	平日	660	820	990
				休日等	990	1,230	1,480
			市民以外の者	平日	990	1,230	1,480
				休日等	1,480	1,850	2,220
		午後1時から午後5時まで	市民	平日	880	1,100	1,320
				休日等	1,320	1,650	1,980
			市民以外の者	平日	1,320	1,650	1,980
				休日等	1,980	2,470	2,970
		午後6時から午後9時まで	市民	平日	660	820	990
				休日等	990	1,230	1,480
			市民以外の者	平日	990	1,230	1,480
				休日等	1,480	1,850	2,220
		午前9時から午後5時まで	市民	平日	1,430	1,780	2,140
				休日等	2,200	2,750	3,300
			市民以外の者	平日	2,140	2,680	3,210
				休日等	3,300	4,120	4,950
		午後1時から午後9時まで	市民	平日	1,650	2,060	2,470
				休日等	2,310	2,880	3,460
			市民以外の者	平日	2,470	3,090	3,710
				休日等	3,460	4,330	5,190
		午前9時から午後9時まで	市民	平日	2,200	2,750	3,300
				休日等	3,300	4,120	4,950
			市民以外の者	平日	3,300	4,120	4,950
				休日等	4,950	6,180	7,420